

『平成30年著作権法改正 ～「柔軟な権利制限規定」の意義と今後の課題～』
中山信弘（東京大学名誉教授・弁護士）

著作権法という名の法律はかなり以前から存在します。しかし20世紀における著作権法と21世紀における著作権法では、その持っている実質的意義は全く異なります。著作権法とは、著作物という情報を保護する法律です。情報であるので、それは手に触れることができない財です。例えば小説は著作物の典型例のように考えられていますが、小説の本自体は著作物ではなく、本は無体の情報の媒介物に過ぎません。絵画の原作品には極めて価値の高いものもありますが、それも著作者の思想・感情を表現している媒体に過ぎません。従って、原作品の絵画が火事で燃えてしまっても著作権は残ります。つまり、著作物とは、無体の情報である、ということを理解することが重要であります。

著作権法は何回かの改正を経ておりますが、物権的構成と人格権保護という本質は大きくは変わっておりません。他方、現在は情報化時代であるといわれ、情報が有する社会的意義が、20世紀とは全く異なっています。つまり、著作権法の本質に変化が無いとしても、その保護対象である情報に変化があれば、著作権法の持っている意味、あるいは機能に変化があるのは当然であり、現在の著作権法は情報化時代に適合していないといえます。

従来の情報という著作物の流れは、一握りの才能のある人が創作をし、多くの一般人はそれを享受するという一方通行でしたが、ネットの発展により、今では万人が創作者となることができ、それを世界の人々に発信し、世界中の人がそれを享受することが可能な時代になっております。またデジタル時代となり、著作物が格段に増加しております。つまり著作権法のプレイヤーとフィールドが劇的に広がっていると言えます。野口祐子弁護士の言葉を借りれば、「著作権法が業法からお茶の間法」へと変化しているわけです。

情報化社会では従来想定もしていなかった形態での複製行為や送信行為等がなされており、それらの全てを著作権侵害としたのでは社会が機能不全に陥ることになります。そこで、従来、違法とすると都合が悪い行為を、著作権法改正で一つずつ権利制限の範囲に加えて参りました。しかし社会の発展が余りに早く、個別の法改正では間に合わない事態が生じております。

そこでわが国でも、遅まきながら平成 30 年の著作権法改正でかなりの包括的・一般的な規定、つまり柔軟な権利制限規定が導入され、少なくともコンピュータ関連に関しては、これで十分か否かは別として、一応、フェアユースらしき体裁が整いました。30 条の 4 の、享受を目的としない利用については、コンピュータに限られない条文となっておりますが、詳細は、これからのパネルで議論されると思いますので、ここでは省くことに致します。

従来このような柔軟な規定は内閣法制局が頑として認めなかったと言われておりましたが、今回の改正は、内閣法制局の担当者が異動したことにより可能となったと仄聞しております。それが事実ならば、このような極めて重要な政策事項が、法制局の担当者の趣味により、実現したり実現しなかったりする、ということは実におかしなことであると思いますが、今日は、この点については、深追いはしないことと致します。

ただ今回の改正は主としてコンピュータ関連のものが中心であり、フェアユースの中でも極めて重要なパロディ等については手付かずです。従って、フェアユースを求める運動は今後も続けてゆかねばならないと考えます。

コンピュータ関連でフェアユースに近い規定が成立したことは結構なことでありますが、柔軟な規定が成立したということは、今後は、著作権に関する全てのステークホルダーが様々な努力をしなければならないということの意味

します。柔軟な規定を設けるということは、「事前規制から事後規制」へ、「官から民へ」、「行政から司法」へという大きな流れに沿った改正であり、著作権法の受け手である民がそれだけ大きな責任を負うということの意味をします。問題が生じたら、官庁や政治家に駆け込み、法改正を請願するということではなく、自らがフェアと信じる行動をとり、問題があれば裁判で決着をつけるということの意味をします。例えばグーグルは検索ビジネスにつき、多くの訴訟を提起されましたが、フェアユースであるとしてそれを勝ち抜き、現在の地位を確立し、今では検索エンジンビジネス自体を違法とすべきである、と言う人は少ないでしょう。尤もどこまでやっても良いのか、という点を巡っては現在でも訴訟はありますが、いずれにせよ、訴訟で勝ち抜くという強い意思と実行力が必要となるでしょう。

そうはいつでも、柔軟な規定であるだけに、その解釈において、違法と合法の間にはっきりとした線を引くことが難しくなりました。著作物の享受とは何を意味するのか、例えば今問題となっている音楽教室でのレッスン用に音楽を利用する行為は、表現された思想又は感情の享受と言えるのかという判断は難しく、最終的には裁判所で決着をつけることになるでしょう。また必要と認められる限度とは何処までを意味するのか、あるいは軽微な利用とは何か等の点が問題となります。予め法律で要件を厳格に定めておけば、その解釈は比較的安定しておりますが、具体的な妥当性に欠ける結果になりがちです。それに対して柔軟な規定であれば、安定性は低いかもしれませんが、具体的妥当性の追及にとっては使いやすい条文であるということができます。

それらは最終的には裁判所で決着をつける問題ではありますが、日本の場合は、役所にガイドラインを作成して欲しいという要求が強く、役所もそれに応えてガイドラインのようなものを作る例が多いようです。私も何回か、そのようなガイドライン作成に関与したことがあります。それらの多くにおいて、こ

これは裁判所を拘束するものではありません、あるいは法的拘束力のあるものではありません、という留保はつけておりますが、それでも役所が作ったガイドラインが裁判所で否定されるということは余り格好のよいものではありません。そこで、官製ガイドラインというものは、どうしても安全な方向に傾きがちです。そして企業はガイドラインに沿って行動すれば安全である、少なくとも担当者は自分の責任を問われない、ということになりがちです。そうすると、裁判所の判断を経ないまま、一番硬い、あるいは安全な解釈が通説的な見解になり、企業は冒険をしなくなります。

しかし企業、特にベンチャー企業はもっと冒険をすべきであるし、グーグルの事例を見ても判るとおり、グレーな所にこそ宝の山が潜んでいるように思えます。最近では、官も民もデータ改竄のような完全に真っ黒けのことをしておきながら、何故か知財に関してはホワイトなことばかり追求して、宝の山であるグレーなことを敬遠しがちなように思えます。

官製のガイドラインのみに頼るのではなく、現場をよく知っている民間からもどしどし意見を出すべきであるし、また民間団体によるガイドラインを出すことも有益であろうと思います。

いずれにせよ、やっとな柔軟な規定が成立した以上、企業としては、これをうまく利用してビジネスのチャンスとすべきであろうと思います。